

令和4年度 事業報告

会長 細井久史

令和4年度も令和3年度と同様、新型コロナウイルス感染症対策と向き合いながら、会務運営を行うこととなりました。会館利用に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの見直しを行うと共に、引き続き、感染リスクを軽減するために、司法書士会の会議・委員会の開催形態をハイブリッド中心に行うこと、非接触型体温計や消毒液を設置すること、コロナワクチンの職域接種の案内をするなどの対策を取りました。この新型コロナウイルス感染症は、国内外の社会経済基盤に大きな影響を与えました。現在は、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、行動制限が見直され、通常の生活に戻りつつあるとも言えますが、既存債務に加えた新型コロナウイルス感染症関連の融資の返済開始や業務の改善が見られないための企業の倒産の増加など、まだまだ大きな影を落としていると言えます。愛知県司法書士会の活動については、令和4年度の予算を策定するにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響がどのようになるか不明だったため、通常の会務運営が行えるような形での事業計画・予算策定を行いました。結果的には第8波までの感染拡大があり、特に、年度前半は様子を見ながらの事業執行となりました。

このように不安定な状況下ではありましたが、令和4年8月3日司法書士制度が150周年を迎え、日本司法書士会連合会も含めたPR活動を行い、令和6年4月から義務化される相続登記、あるいは運用が始まっている法務局の遺言書保管制度など、相続・遺言に焦点を当てた事業展開を愛知県会全体で行いました。8月7日には成年後見センターリーガルサポート愛知支部と共催で、全国一斉相談会、「遺言・相続・成年後見 相談会～市民とともに150年、相続登記は司法書士へ～」を開催し、特に電話相談で多数の相談をいただきました。9月11日には日本赤十字社愛知県支部との共催で「あなたの思いをつなぐ、遺言・相続セミナー&相談会」をリアル開催し市民の方に相続に関わる様々な方法・選択肢を説明しました。2月4日・11日の相続登記はお済みですか月間では、本会相談会、県下8支部による相談会・市民公開講座が開催され多数の方が参加されました。そして、令和5年2月18日には名古屋法務局との共催で、相続登記の義務化に焦点を当てた「司法書士制度150周年記念 相続トークンライブ」を名古屋市公会堂で開催し、多くの方に参加いただきました。

事業については、相続・遺言に関する相談会、イベントだけではなく、12月3日には、「成年年齢引き下げ！18歳から狙われる」と題して令和4年4月1日から引き下げられた成年年齢についての事例紹介、解説を市民公開講座として開催しました。また、名古屋産業振興公社との共催による「事業承継セミナー」や日司連の企画「全国一斉年末借金生活お困りごと36時間LINE・電話相談会」、「親子法律教室」も開催することができました。また、コロナ禍前から恒例となっていた「法の日無料相談会」も10月1日～19日で開催でき無事終了しました。また、5月には、栄で行われたレインボープライド・パレードの参加、9月には名城公園で行われた「ふるさと県人まつり」に参加、11月にはオアシス21での「消費生活フェア」に参加し、司法書士のPRに努めました。

そして、令和4年度は、コロナ禍前に行われていた事業が徐々にではありますが、復活した年度といえると思います。11月22日には、名古屋自由業団体による「フレッシュマンフォーラム10」、令和5年1月22日には、「生活お困りごと相談会」が開催されました。愛知県会でも、10月30日には久しぶりにソフトボール大会を開催し参加者全員で汗を流し、11月26日、27日には3年ぶりに正副支部長会をリアル開催し「危機管理」について全員で検討しました。

また、研修所におきましても、時期に応じて、適切な新型コロナウイルス感染症対策の下、一般研修、合格者研修、新入会員セミナーを、ハイブリッド開催、WEB開催も含めて、総務部、企画部など他の部とも連携して行いました。

愛知県下での空家問題対策については、空家・相続登記促進対策部を中心に、各市町村への協議会委員の司法書士の推薦や空家問題に対する事業についての相談会の実施などを引き続き行ってまいりました。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和に伴い、あま市と知多市で空家協定調印式を行うことができました。

現在、人口減少、少子化も伴う超高齢社会の到来に伴い、経済状況や社会情勢の変化が急激に進んでいるといえます。これに対応するため、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート愛知支部と連携をして、高齢者等権利擁護対策部を中心に、高齢者等の権利擁護の研究事業に取り組み、関係市町村と協議をしてまいりました。11月18日には、県下で初めて、新城市との権利擁護の連携協力締結式を行うことができました。

また、令和3年度に組成された、会館管理運営員会では会館の運営、修繕について定期的に委員会を開催し会員の皆さまに気持ちよく会館を使用していただくべく検討をすると共に、さらに次回の大規模修繕に向けて引き続き委員会活動を行っております。

近年、会員の皆さまへ提供する情報量は増加しております。現在も速報をメール配信するなど電子化の取り組みを行っているところでありますが、引き続き他の提供情報についても検討を続けているところであります。

各事業の詳細については、各部所と委員会の報告にあるとおりであります。新型コロナウイルス感染症の影響で事業執行の不透明な部分が多く、たいへんな中、各部所の役員、委員の方、事務局が的確な判断の下、各事業に対応いただいたことに感謝を申し上げます。また、会員の皆さまから、多大なご理解とご協力をいただいたことに深く感謝を申し上げます。引き続き、愛知県司法書士会の活動にご理解とさらなるご協力をお願いし全体報告とさせていただきます。

令和4年度 総務部事業報告

総務部長 三浦克典

1. 品位の保持

会則第49条第2項に基づく会長から綱紀調査委員会への調査付託は5件（内、名古屋法務局からの調査委嘱は3件）あり、量定意見（会則第109条の2）は5件、注意勧告（司法書士法第61条・会則第106条）は1件、会長指導（会則第105条）は5件ありました。また、懲戒処分（司法書士法第47条・第48条）は3件でした。

会員に対する苦情は、副会長が対応しました。苦情申立件数は34件でした。その内容は、総会資料【別紙】記載のとおりです。

新入会員オリエンテーション「司法書士執務に関する法令・会則と注意点」は、2回実施しました（令和4年9月17日、令和5年3月18日）。

2. 情報の公開

ホームページ及びメールで、研修会資料、委員会作成資料等の情報提供をしました。

3. 非司法書士対策

非司法書士排除の調査（司法書士法施行規則第41条の2）は、法務局からの委嘱に対応し、各支部の協力を得て県内全庁で実施し、調査を行いました。

非司法書士による司法書士法違反行為を調査し、違反者に対し指導改善を行いました。

4. 諸規定の見直し

綱紀調査における資料の謄写実施規程を改正しました。

支部交付金規程を改正しました。

会員証及び徽章に関する規程を改正しました。

慶弔規程を改正しました。

その他会則、規則、規程の一部改正の準備をしました。

5. 福利厚生

ゴルフ大会を、令和5年3月21日に支部長会と共催しました。

ソフトボール大会を、令和4年10月30日に開催しました。

カレンダー、司法書士手帳を全会員に配布しました。

6. その他

会員の会務参加の促進について検討し、新入会員養成委員会を設置しました。

司法書士業務賠償責任保険の支払い事件は2件でした。

登録調査委員会は開催されませんでした。

令和4年度 経理部事業報告

経理部長 杉坂 美由紀

1. 全般

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）経理並びに会計書類の点検・決裁を行いました。また、適切な予算管理が行われるよう、各回の理事会へ収支計算書を提出しました。

2. 事務職員の昇給及び賞与の査定

事務職員の昇給及び賞与の査定作業を行いました。

3. 令和4年度の決算書類の作成

令和4年度の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類及び収支計算書の内訳表を作成しました。

4. 各支部の経理について

各支部の経理について情報共有を図り、支部長会を通じて支部収支決算書および支部収支予算書（案）の勘定科目の検討ならびに支部の経理事務について検討しました。

5. 令和5年度の予算書（案）の作成

令和5年度の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の予算書（案）を作成しました。

令和4年度 企画部事業報告

企画部長 小林 由夏

令和4年度の企画部の事業について、以下のとおり報告します。

1. 全般

司法書士は、従来からの登記業務、裁判業務に加え、その専門的知見を活かした様々な業務を取り扱うことができ、市民からもそのような業務を行うことを期待されています。そして、司法書士の業務について市民にPRしていくことは、司法書士へアクセスしやすくし、市民の権利の擁護に寄与することとなります。

企画部が行う事業は、業務の改善に関する企画、業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項です。各委員会の研究については、会員研修あるいは会員専用ホームページに掲載する方法で成果を出すことが出来ました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で2年間開催ができなかった広報部と共同で行う市民向けのセミナーを今年度は開催することが出来ました。司法書士は、国家資格者として、市民へ様々な制度を伝える役割もありますので、市民にその内容を知ってもらうことも大切です。令和5年度は、令和3年4月に成立した「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の施行が順次始まります。行政及び市民に向けて情報提供をする必要も増しますので、その機会には企画部としても参加していきたいと考えています。

2. 調査・研究活動等

(1) 委員会活動

今年度も、各委員会がそれぞれに定めた研究テーマに沿って調査・研究活動を行いました。一部の委員会では会員研修等への講師派遣を行いました。また、作成した資料を会員専用ホームページに公開しました。

なお、各委員会の詳細な活動報告は、会員専用ホームページに掲載しております。

(2) 法務局との協議

名古屋法務局との法司研究会を行い、企画部通信あるいは会員専用ホームページに掲載する方法で、会員への周知を図りました。

3. 組織・運営

(1) 研究内容の検討

市民からのニーズと愛知県司法書士会会員から参考資料を求められると想定される分野について、企画部の6つの委員会で研究を行いました。

定期的で開催する企画部会においては、各委員会の研究の進捗具合を報告し、情報交換しながら、研究を進めました。

(2) 改正法への対応の検討

近年、業務に関する法改正が続いていることから、会員の皆様へ法改正の情報をお知らせする取り組みを行いました。令和5年度も改正法案についての情報提供に引き続き取り組むこととします。

(3) 図書室の整備

例年どおり、必要な図書を購入し、蔵書の充実を図りました。また、委員会の研究に際して参考として購入した書籍を、図書館にも備え置いています。

(4) その他

Zoomによる会議により、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、各委員の移動にかかる負担を軽減することができ、愛知県司法書士会館から遠方の会員も会議に参加しやすい環境が整いました。他方で、資料の共有や委員間での情報交換などZoom会議では補えない部分もありますので、次年度は、各委員会の状況や委員の意見を伺いながら、双方を適切に取り入れた委員会運営を行いたいと考えます。

令和4年度 広報部事業報告

広報部長 三田 委 永

広報部は、司法書士会（以下「本会」という。）が行う対外的な事業（各種相談会やセミナー、総合相談センター等）を広く市民へ周知させるための広報活動及び社会に対する司法書士制度の広報活動を担っています。また、会報を発行して、会員の業務に資するための情報を提供し、かつ本会の事業の報告等を行い、本会と会員の連絡強化、会員相互間の親善を図っております。

司法書士制度の利用者である市民に向けては本会の公益的事業の情報を、会員に向けては業務に関する情報等を分かりやすくかつ効果的に届けることを意識し、また、関係する他部所と連携して新聞・テレビ・自治体広報・チラシなど様々な広告媒体を利用して事業の広報活動を実施して参りました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和されてきたことにより以前のような活動が満足にはいえませんが少しずつ展開できた年度となりました。

1. 司法書士会事業のマスコミへの広報

司法書士会の各事業の案内、対外的 PR については、電話・FAX・メール等により各報道機関に配信したうえ、必要に応じて直接新聞社やテレビ局などへ事業の趣旨説明や案内を行いました。

- (1) 12月3日・4日に開催された日本司法書士会連合会「全国一斉年末借金・生活お困りごと36時間LINE・電話相談会」（当会においては電話相談を担当）について、事前にプレスリリースを行い、NHKから取材申し込みがあり、昼のニュース番組内にて相談会の紹介が放送されました。
- (2) 相続登記促進関連事業及び司法書士制度150周年記念事業として2月に開催しました「相続トークンライブ！」については空家・相続登記促進事業対策部と協同し、事前にプレスリリースを行い、中日新聞及び読売新聞から当日の取材申し込みがあり、翌日の新聞に開催報告の記事が掲載されました。

2. パンフレット・チラシ等の製作、セミナー等の開催

- (1) 相続登記促進関連事業の一環として、「遺す側がおさえておきたい「遺言」の書き方とは」をテーマに日本経済新聞社とのタイアップによるオンラインセミナーを10月に開催しました。
- (2) 春日井市社会福祉協議会からの依頼により、「遺言」をテーマにしたセミナーを11月に開催しました。

3. 会報発行

通常号（隔月発行）については計6号を予定どおり発行しました。連合会総会特集号については、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため代議員の総会会場への出席人数が制限されていたことにより発行を中止しておりましたが、今年度については3年ぶりに全代議員が出席しての開催となり、3年ぶりに発行をしました。

4. 新聞名刺広告

多くの会員の皆さんからのご協力により、10月1日の「法の日」と2月の「相続登記はお済ですか月間」に際し、中日新聞に名刺広告を行いました。

5. ホームページ等

- (1)各種相談会やセミナー等の開催告知の情報発信を行いました。また、セミナー「いとうまい子さんと相続を語る」の様態をホームページ上で公開することにあわせ、動画を閲覧できるページを新たに設けました。
- (2)相続関連情報に特化したオウンドメディア「相続のカタチ」を立ち上げ、掲載する情報を定期的に更新して記事の充実を努めました。またWEB広告を行ったことにより、新規訪問者の大幅な獲得につながっております。

6. 他部所・他団体との連携事業

- (1)令和4年10月、名古屋法務局が発出する「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」についての通知に、相談窓口の案内チラシを同封しました。
- (2)令和5年1月、名古屋自由業団体連絡協議会の「生活お困りごと無料相談会」が開催され、社会事業部と連携して相談会を実施しました。

7. 対外交流活動

加盟団体として名古屋自由業団体連絡協議会の当番会及び定例会へ出席し事業の企画立案に参画しました。これまで、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止していた「大学生のための資格業ガイダンス」、「フレッシュマンフォーラム」、「生活お困りごと無料相談会」の全ての事業が3年ぶりに開催することができました。

令和4年度 社会事業部事業報告

社会事業部長 青木 康人

令和4年度は、長引くコロナの影響により、前年度同様さまざまな活動が制限されるなか、十分な感染対策をとりつつ、極力事業を停滞させないように活動しました。

1. 成年年齢引下げへの対応

令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられました。例年多くの高校等から依頼を受けて消費者教育出張講座を実施していますが、今年度は特に多くの高校、専門学校から依頼があり33校で実施しました。今後数年のうちに若年者の消費者被害が顕在化してくる可能性が高いと考えられ、この世代を対象とする消費者教育は重要ですので、次年度以降も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

成年年齢引下げをテーマに市民公開講座を開催し、若年者が巻き込まれやすい消費者トラブルについて情報提供を行いました。

2. 法教育事業

高校、専門学校での消費者教育出張講座のほかに、児童養護施設で生活する子どもたちを対象に出張法律講座を実施しました。

また、小学5年生の親子を対象にオンラインで親子法律教室を開催しました。28組の親子とともにルールについて考えました。数年間継続して同じテーマで実施しているため、事業として成熟してきており次年度以降は次のステップに進めるように検討したいと考えています。

3. 相続登記申請義務化への対応

いよいよ来年に迫った相続登記申請義務化及び司法書士制度150周年ということで、日本赤十字社愛知支部と共催で相続・遺言セミナーと相談会を実施しました。セミナーの参加者の大半がそのまま相談をされており、相続については関心が高いことが改めて確認できたので、引き続き市民からのニーズに応えられるように相談体制等を整えていきたいと考えています。

相続登記はお済みですか月間に伴う「相続相談会」や支部による「市民公開講座」の実施等を通じて相続登記の促進につなげました。

また、登記・相続電話ガイドを平日毎日実施することにより、市民の「相続」についての相談ニーズに対応しました。

4. 簡裁訴訟代理等関係業務の取り組み強化

簡裁訴訟代理等関係業務への取り組み強化を目的として、少額訴訟報酬助成制度の導入について検討しました。また、マンションの管理費の滞納をテーマに相談から訴訟まで一貫して研修をすることにより、会員の簡裁訴訟代理等関係業務への関心を高めることができたと考えています。

法テラスのセンター相談についてオブザーバー参加を促すなど、登記以外の案件に関与するきっかけづくりをしました。また、法テラス愛知と連携し、法テラスの指定相談場所でもある総合相談センターを活用した書類作成相談・法律相談の双方に対応できる特別相談枠の設置し、相談の受け入れを開始しました。

5. 多重債務問題への取り組み強化

長引くコロナの影響や物価高騰の影響で、生活困窮・多重債務に陥るかたがいます。そういった方々を対象に、日司連が主催した全国一斉年末借金・生活お困りごと36時間LINE・電話相談会に参加し、電話相談会を担当しました。

高校生を対象に奨学金についての講義を行いました。奨学金は大切な制度ではあるものの、多くは返済を求められるものです。法的知識も乏しい若者に正しい知識を身につけてもらったうえで利用していただくことが重要と考えます。

また、全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会に参加し、情報収集に努めました。

その他、例年同様、愛知県や東海財務局が主催する多重債務相談会に相談員を派遣しました。

6. 相談体制の充実

総合相談センターを中心に、各種行政機関が主催する相談会に相談員を派遣し、多くの相談に対応しました。総合相談センターについては、WEB相談システムを取り入れていますので、相談事業を停滞させることはありませんでした。今後、増えることが予想される相続に関する相談についてもしっかりと対応できる体制を作っていきたいと考えています。

調停センターでは手続実施者養成研修を実施し、新規の手続実施者を募集するなど継続して事業を行っていけるような体制づくりを行いました。また、オンライン調停に対応するために各種規程類の見直しを行いました。

7. 社会的孤立や犯罪被害者に対する支援

名古屋レインボープライドのレインボーパレードに参加し、司法書士が身近な法律家としてLGBTQ当事者の権利擁護に関与できる存在であることをアピールしてきました。

愛知県被害者支援連絡協議会の事例検討会に参加し、司法書士としてどのような支援が可能かを検討しました。また、日司連から講師の派遣を受け、司法書士が犯罪被害者支援に関与する意義及び法務局の人権侵犯救済手続きについての研修を行いました。

愛知県及び名古屋市からの要請による自死対策研修を開催しました。また、愛知県が実施する

ギャンブル等依存症回復プログラムに参加し、ギャンブル等依存症に対する理解を深めるとともに、参加者からの相談を受けました。

令和4年度 研修所事業報告

研修所所長 田 邊 崇

研修所では、会員が司法書士としての使命及び職責を全うするため、司法書士としての倫理の保持及びその業務遂行能力の向上を図ることを目的として、以下のとおり研修の企画及び運営等の事業を行いました。

1. 組織・運営

研修所の事務を「会員研修」「新人研修」の2つに分掌し、さらに「会員研修」の担当を研修テーマ企画、講師選定・依頼・打合せ及び実践ゼミナールの企画を担当する「企画担当」と、一般会員研修の運営を担当する「運営担当」とに役割を二分して、各々分担しました。

会員研修担当（運営）

副所長 丹 羽 こずえ（名古屋中央）

所 員 石 田 周（熱田・海部）

会員研修担当（企画）

副所長 浅 井 健 司（名古屋中央）

所 員 正 村 悠 記（名古屋東） 野 田 啓 紀（名古屋中央）

伊 藤 彰 英（名古屋中央） 原 佑 太（名古屋中央）

中 瀬 雄 太（熱田・海部） 信 田 泰 佑（名古屋中央）

田 川 丈 史（名古屋中央） 宮 田 充 治（西三河）

新人研修担当

副所長 春日井 未 琴（一 宮）

所 員 尾 澤 辰 弥（西三河）

2. 会員研修

（1）単位制研修

①研修の企画及び開催

感染症関連の政府の要請や会員意識の動向に対する柔軟な対応を念頭に置きつつ、13回の集合研修及び1回のグループ研修を開催しました。

集合研修については、今年度も新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発出されていない限りは、会場での受講とウェビナーによる受講を併用する開催方式で開催するという方針に基づいて研修運営を行ってまいりました。また、これらの収録内容については会員の必要に応じて適宜、本会ホームページ上で視聴できる常況にしております。

なお、後見業務に関する研修については例年同様、リーガルサポート愛知支部との共催により開催しております。また、これら本会主催の集合研修のほか、連合会主催研修会のインターネット配信による受信会場としても今年度は4回の運営をしました。

また、グループ研修については、後述のとおり、登録後年数の若い会員を対象としてディスカッション方式で開催しました。

②研修会場の混雑緩和及び研修受講機会の確保

本年度も昨年度に引き続き、原則として本会会場での受講とウェビナーによる受講の併用を標準した開催方式で運営を行っております。また、各支部においても容易に中継会場の設置が可能となることから、県内一部の支部においても支部研修としてウェビナー受信による中継会場の設営がなされております。

また、研修受講機会の確保の観点から、収録可能な研修会について講義の収録DVDを各支部に送付して支部研修等での利用促進を図るとともに、単位取得状況の個別発送、隔月発行の会報誌面、速報告知等を通じて、本会ホームページ上での視聴、収録DVDの貸出、日司連研修総合ポータルサイトにおけるeラーニングや研修ライブラリでの受講方法について、周知を行いました。

③研修単位の管理等

全会員に対し個別に単位取得状況の通知を1回発送するとともに、前年度に引き続き「12単位のうち8単位以上は甲類研修により取得するものとし、そのうち2単位以上は倫理研修によって取得しなければならない」とする旨の取得単位数に関する取扱い等について周知を行いました。

(2) 新入会員オリエンテーション

新規登録者を対象に、総務部と協働して次のとおり新入会員オリエンテーションを開催しました。

日 時： ①令和4年9月17日(土) 9:50～12:30 (参加者21名)

②令和5年3月18日(土) 9:50～12:30 (参加者23名)

内 容： 司法書士執務に関する法令・会則と注意点

講 師： ①中原有思理事 ②堀田泰司理事

なお、本研修は一般会員対象の視聴研修として本会ホームページ上で視聴できる常況にしました。

(3) 実践ゼミナール(旧・実務基礎ゼミナール)

昨年度まで開催しておりました実務基礎ゼミナールにつきましては、今年度からは研修タイトルを「実践ゼミナール」と改め、研修内容も研修所内で企画検討のうえ刷新いたしました。

このゼミナールでは、概ね登録の若い会員を対象に、不動産売買の決済業務・相続登記・会社設立・役員変更登記など司法書士業務の中でも基本的業務について、チューターの経験豊富な先輩司法書士と一緒に、業務を行っていくうえでの実務上の細かな注意点やノウハウについて意見交換や議論を通じて、世代を超えたディスカッションを通じて先輩司法書士や同輩同士のネットワーク構築の場を提供することを目的としています。

今年度は、下記の日時及びテーマのとおりで、グループ研修を開催しました。

・令和5年1月28日(土) 13:30～16:30開催 (参加者23名)

テーマ 「相続登記 ～20年以上仕事をしていくためのスキル～」

(グループ研修・講師 花井茂樹、丸井雄介、安井章人、星尾健二、山県太一)

3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的として、連合会の規則に基づいて実施するもので、全員が、登録後満3年目及び満8年目、以後5年を加えた年に参加（任意受講と区別する意図で「参加」と規定されています）しなければならない研修です。

今年度も、小まめな換気・マスク着用など新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、会場でのディスカッション研修を実施いたしました。今年度の受講対象者は280名で、令和4年9月4日（日）・9月25日（日）・10月9日（日）・10月16日（日）・11月13日（日）・11月20日（日）・12月4日（日）の計7日程にわたって、その運営を担いました。

今年度対象者280名のうち、退会者を除く猶予申出者等の欠席者8名については、同要領に基づき次年度の年次制研修に参加すべき旨の連絡をおこないました。

4. 新人研修

(1) 配属フォロー研修

令和3年度司法書士試験合格者を対象に、一連の新人研修のフォローを目的として、次のとおり研修会を実施しました。

「第1回」

日 時： 令和4年4月16日（土）13:00～17:00（参加者18名）

内 容： ①本人確認と懲戒 ②債務整理

講 師： ①廣瀬成隆会員、田中近喜会員、②山県太一会員、水谷英二会員、加藤正治会員、酒井春香会員、祖父江華子会員、岡本寛之会員、奥村倫子会員

「第2回」

日 時： 令和4年5月14日（土）13:00～17:00（参加者21名）

内 容： ①税務 ②成年後見 ③ADR

講 師： ①春日井未琴会員 ②志水秀道会員 ③佐々木聡史会員

「第3回」

日 時： 令和4年7月9日（土）13:00～17:00（参加者20名）

内 容： ①隣接各士業法と業務の範囲（業際） ②信託 ③会務紹介

講 師： ①高山孝治会員 ②浅井健司会員 ③（各部所長等）

(2) 配属研修

令和4年度司法書士試験合格者を対象にガイダンス・個別面談を行うとともに、配属指導員のもとで行われる実地研修に先立つ基礎知識にかかる集合研修（基礎編1・2）を実施しました。

「ガイダンス・個別面談」

日 時： ①令和4年11月23日（木・祝）10:30～12:00（参加者36名）

「基礎編1」

日 時： ①令和4年11月23日（木・祝）13:00～16:10（参加者31名）

②令和4年12月11日（日）13:00～17:30（参加者34名）

③令和4年12月18日（日）13:00～17:30（参加者33名）

内 容： ①司法書士入門 ②不動産登記 ③不動産登記、商業登記、裁判実務

「基礎編2」

- 日 時： ①令和 5 年 2 月12日 (日) 13:00～16:00 (参加者27名)
②令和 5 年 3 月11日 (土) 13:00～17:00 (参加者22名)
- 内 容： ①マナー研修 ②戸籍の読み方実技・倫理 (グループ研修)

5. その他

以上の各事業についての企画、準備、報告等及び研修単位認定等のため、全体会議5回、会員研修担当者会議3回、新人研修担当者会議4回、正副所長会議6回を開催しました。また、支部研修担当者との情報共有、意見交換等を目的とした合同会議1回を開催しました。